

水道料金改定Q&A

問) なぜ料金改定が必要なのですか

答) 給水人口の減少等に伴い料金収入は減少の一途をたどりつつあります。一方、老朽化した水道管や水道施設の更新、耐震化に必要な事業費は増大し、今後の水道事業経営は厳しさを増している状況にあります。

今後、現行の料金のまま必要な工事を行おうとした場合、財源が大幅に不足することとなります。必要な工事を怠りますと腐食による水道管の破裂や設備の故障等により、漏水や断水が発生する恐れがあることから、この度、やむを得ず料金改定をさせていただくこととなりました。

問) なぜこの時期に料金改定をするのですか

答) 今回の改定は、消費税率の改定によるものを除くと平成14年度以来、20年ぶりの改定となります。

町の一般会計から高料金対策補助金を受け、料金改定を抑制してきましたが、それでもなお、令和4年度当初予算では赤字が見込まれる厳しい状況にあるため、この度、やむを得ず料金改定をさせていただくこととなりました。

問) 料金改定をしないとどうなるのか

答) 水道事業の経営に必要な現金収入が確保できなくなります。

その場合、一つの選択として水道施設の更新や補修工事を抑制するという方法がありますが、必要な工事を怠ってしまうと腐食による水道管の破裂や設備の故障等により漏水や断水が発生する恐れがあります。また、水質が劣化する場合もあり、安定して安心・安全な水道水をお届けすることができなくなる恐れがあります。

二つ目の選択としては、必要な資金を借入金により確保するという方法もありますが、既に借入による資金確保も行っており、多すぎる借入は将来の返済負担の増加につながります。いずれにせよ、将来の人口減少が見込まれる中では、必要な工事を怠り、老朽化を加速させてしまうことは、問題を先送りにし将来世代に過重な負担を強いることとなります。

問) 具体的にいくら値上がりするのですか

答) 平均的な一般利用者、口径13mmで2カ月あたり40m³使用した場合、消費税抜きで現行料金5,340円、新料金では7,540円となり、2,200円の値上がりとなります。

2カ月あたり10m³使用した場合、消費税抜きで現行料金2,540円、新料金では3,040円となり、500円の値上がりとなります。

問) 平均改定率 39.3%という数字はどのように算出しているのですか

答) 今回の改定では、公益社団法人日本水道協会から発行している「水道料金算定要領」に基づき、算定方法は「総括原価方式」を採用しました。

算定期間を令和4年度から令和8年度の5年間とし、その収支見通しを試算し、必要となる料金収入額を算出しました。

この算定期間5年間の料金収入の総額について、現行料金で試算した場合の5年間の年平均の料金収入額は、税抜き金額で1億8千507万円となり、改定後の料金で試算した場合の年平均の料金収入額は、税抜き金額で2億5千784万円になり、年平均では7千277万円の増収となります。

この算定期間における年平均の増加率が「平均改定率39.3%」になります。

問) 一度に39.3%ではなく、段階的に値上げすることはできないのですか

答) 今回の水道料金の改正は、今後ますます増大する老朽化した水道施設、水道管の更新事業により、現行料金を維持したままでは、必要な工事が出来なくなることや、令和4年度に赤字に転じ、資金不足が生じる見込みであり、水道事業経営が困難な状況になることから実施するに至ったものです。

改定後も決して経営に余裕が生じるわけではなく、段階的な引上げは困難な状況であることから、料金改定をさせていただくこととなりました。

問) 水道料金の改定はどのように決めたのでしょうか

答) 平成31年3月に町の水道事業の基本となる「水道事業経営戦略」を策定しました。その計画に基づき令和2年11月に町長から水道審議会へ「水道料金の見直しについて」諮問を行いました。

審議会で検討を重ねた結果、適正な額への改定はやむを得ないとして、令和3年12月町長へ答申がありました。その答申を踏まえ、令和4年6月町議会定例会において「ときがわ町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を上程し、可決されました。

問) 施設更新費用など必要な費用は、税金や他の事業の収益を充てればよいのではないですか

答) 水道事業は地方公営企業法に基づき、お客様から頂戴する水道料金によって必要な事業費を賄う独立採算制が原則となっています。

ときがわ町の場合、既に一般会計から高料金対策補助金として7千万円を繰入れています。

町税を主な財源とした福祉、防災、教育など町の基本的な施策に影響が及ぶよう、一般会計からの繰入は可能な限り抑えたいのが実情です。

問) 料金改定する前に、経費の削減に取り組むべきではないのですか

答) 水道料金収入額がピークを迎えた平成 22 年度と比べ、11 年後の令和 3 年度には水道料金収入が約 4,100 万円も減少しています。毎年厳しくなる経営状況下においても、支出の削減に努め、令和 3 年度も黒字を維持できる見込みとなりました。しかしながら、水道事業は固定費が多く、これ以上の経費の削減には限界があると考えています。今までも経営の効率化、健全化に努め、約 20 年間現行料金を維持してまいりましたが、将来にわたってお客様に安全・安心な水道水を安定的にお届けするため、この度、料金改定をさせていただくことになりました。

問) 赤字経営ではないのに、なぜ料金改定が必要なのですか

答) ときがわ町の水道事業は、令和 3 年度決算では黒字が見込まれています。しかし、令和 4 年度当初予算は赤字予算となっており、今後現行料金を維持したままの場合、水道料金収入が減少し、恒久的な赤字体質になっていきます。

水道事業における黒字部分(=純利益)は単なる「儲け」ではなく、水道管などを更新するための原資となるものです。現行料金を維持したまま必要な更新工事を行おうとした場合、投資額に収入が追いつかず、資産不足が生じる見込みです。そのために料金改定が必要になります。